インフォメーション

令和3年7月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

「エイジフレンドリー補助金」 職場環境の改善等の補助金 令和 3.6.11~3.10.31

高齢者が安心して働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善等の安全衛生対策費用に対し「エイジフレンドリー補助金」が支払われます。

【1.対象となる事業者】

次の①~③のすべてに該当する事業者が対象です。

- ① 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している
- ② 次のいずれかに該当する事業者であること

| | | 쓰마 /= m > ¥ fl +> ** | 資本金又は |
|--------|-----------------------------|----------------------|------------|
| 業種 | | 常時使用する労働者数 | 出資の総額 |
| 小売業 | 小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業 | 50 人以下 | 5,000 万円以下 |
| サービス業 | 医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サー | 100 人以下 | 5,000 万円以下 |
| | ビス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など | | |
| 卸売業 | 卸売業 | 100 人以下 | 1 億円以下 |
| その他の業種 | 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険 | 300 人以下 | 3 億円以下 |
| | 業など | | |

※労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

③ 労働保険に加入している

【 2 . 補助金額】

① 補助対象:高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

② 補助率 : 1/2

③ 上限額 : 100万円 (消費税を含む)

【3.補助対象となる対策】

働く高齢者を対象として、職場環境を改善するための次の対策に要した費用が補助 対象となります。

- ① 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ② 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ③ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

(具体例 … ・通路の段差の解消(スロープの設置等)、階段に手すりの設置

- ・床や通路の滑り防止対策(防滑素材の採用、防滑靴の支給)
- ・危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置

【4.申請手続き】

令和3年10月31日までに厚生労働省の補助事業者である「一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会」に交付申請書他資料一式を郵送して審査を受けます。交付決定通知を受領してから、物品の購入等の対策に着手して補助金が振り込まれます。